《被扶養者の認定書類一覧表》

*表中◎は、大阪支部所定の様式

（注）<事実発生の事由ごとに必要となる追加書類>と併せてご確認ください。

添付書類 ＼ 被扶養者区分		扶養手当受給者			扶養手当を制度上受給できない方
		配偶者	22歳の最初の年度末までの子、孫及び兄姉弟妹	60歳以上の父母及び祖父母	組合員以外の者が扶養手当を受給している場合は、大阪支部の被扶養者として認定できません。
①	◎「被扶養者認定申告書」 SSC （ｓｓｃ対象職員は入力）	○			○
②	◎「被扶養者個人番号報告書」 SSC （ｓｓｃ対象職員は入力）	○			○
③	「扶養親族（異動）届」の写し（扶養手当の申請状況の確認書類）（少なくとも所属所長までの承認が確認できるもの） SSC （ｓｓｃ対象職員はｓｓｃで扶養手当の申請をしている場合は添付不要）	○			
④	◎「扶養事情説明書」（18歳までの者は不要）	○			○
⑤	認定対象者の「所得に関する証明書」〔注１〕または「非課税証明書」（市区町村発行のもの）（18歳までの者は不要）	○ 写し可			○
⑥	認定対象者の◎「給与支払見込証明書」（雇用先の証明が必要）	△ 〈パート、アルバイト等で収入を得ている場合に必要〉			△
⑦	認定対象者の「年金に関する証明書」〔注２〕（「年金改定通知書」等の写し）	△ 〈年金を受給している場合に必要〉			△
⑧	認定対象者の配偶者に係る「所得に関する証明書」〔注１〕及び「年金に関する証明書」〔注２〕		△ 〈認定対象者に配偶者がいる場合に必要〉		△
⑨	生計費の送金等が確認できる書類または◎送金に関する受取人の「申立書」	△ 〈認定対象者が別居している場合に必要〉			△
⑩	◎「国民年金第３号被保険者関係届」及び基礎年金番号が確認できる書類（基礎年金番号通知書等）の写し	△ 〈認定対象者が20歳以上60歳未満の配偶者のみ必要〉			△
⑪	**扶養義務者全員**を確認できる書類（「戸籍謄(抄)本」又は「除籍謄(抄)本」）〔注３〕				○
⑫	組合員以外に扶養義務者がいる場合の添付書類：**他の扶養義務者**の「所得に関する証明書」〔注１〕又は「非課税証明書」及び「年金に関する証明書」〔注２〕（組合員の実子を認定する場合において、扶養義務者となる組合員の配偶者が大阪支部で扶養認定されている場合、または大阪支部組合員である場合は提出不要）				○
⑬	組合員以外に扶養義務者がいる場合の添付書類：**他の扶養義務者**の◎「扶養していないことの証明書」（雇用先での証明が必要）等〔注４〕				○
⑭	組合員以外に扶養義務者がいる場合の添付書類：◎「扶養委任連帯同意書」（組合員の子を認定する場合は不要）				○

※　表中○は認定時の必要書類、△は該当する場合に必要な書類です。

※　その他、状況に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

〔注１〕　市区町村が発行する最新年度の「課税（所得）証明書」又は「非課税証明書」（住民税決定通知では代替不可）
収入について、事業、不動産、農業収入、株等の譲渡収入がある場合は「確定申告書控」の写し（税務署の受理日が確認できるもの）及び「収支内訳書」の写しを提出してください。

〔注２〕　恩給、国民年金、厚生年金、共済年金、企業年金及び個人年金等（障がいや遺族を支給事由とする年金も含む。）の年金を受給している場合は、次の書類を提出してください。
・年金の裁定等により受給額が決定した場合は、「決定（裁定）通知書」の写し
・年金額の改定があった場合は、最新の「改定通知書」の写し又は最新の「振込通知書」の写し

〔注３〕　**扶養義務者とは、組合員及び親族表において認定を受ける方から見て組合員と同順位以上のすべての方を指します。**
（例：子の認定においては、子から見た父母のもう一方、父母の認定においては、父母のもう一方と組合員の兄弟姉妹）
配偶者又は実子の扶養認定においては、**組合員が世帯主である世帯全員の「住民票」**で代用できる場合があります。（組合員と認定対象者との続柄及び他の扶養義務者全員との続柄を確認できるものに限る。）

〔注４〕　組合員以外の扶養義務者で、給与所得がない方は、国民健康保険加入中または社会保険の被扶養者であることが確認できる書類（資格確認書など）の写しを扶養義務者の氏名等がわかるように提出してください。

＜事実発生の事由ごとに必要となる追加書類＞

<table>
<tr><th colspan="2">事実発生の事由</th><th>添付書類</th><th>事由発生日</th></tr>
<tr><td rowspan="3">離職</td><td>公務員の場合</td><td>退職辞令の写し</td><td rowspan="3">退職日
の翌日</td></tr>
<tr><td>民間企業・私立学校等を退職
（Ａ～Ｄは、<u>いずれか</u>の書類提出
Ｅ，Ｆは、<u>両方</u>とも提出）</td><td>（雇用保険に加入していた場合）
Ａ「雇用保険被保険者離職票１・2」の写し
退職直後の場合
Ｂ「雇用保険受給資格者証」の写し
雇用保険待期中または日額 3,612 円(注)未満の手当の受給中の場合
Ｃ「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書」の写し
離職票の交付を希望しない場合
Ｄ「雇用保険受給期間給付延長通知書」の写し
受給期間延長の手続きをした場合
（雇用保険に未加入の場合）
Ｅ 雇用主が証明する「退職証明書」の写し
Ｆ 直近の「給与明細書」（2～3 か月分）の写し
・給与明細書で、雇用保険料が控除されていないか確認します。
・退職証明書に、雇用保険未加入の記載がある場合は、給与明細書の提出は不要</td></tr>
<tr><td>期限付講師等の任用期限が満了</td><td>Ｇ「失業者の退職手当受給資格者証交付申請書」の写し
失業者の退職手当の待期中
Ｈ「失業者の退職手当受給資格者証」の写し
失業者の退職手当待期中または日額 3,612 円(注)未満の手当受給中</td></tr>
<tr><td colspan="2">事業を廃業</td><td>「個人事業の廃業等の届出書」の写し
税務署の受理日が確認できるもの又は提出日の記載があるもの</td><td>廃業日の翌日</td></tr>
<tr><td colspan="2">雇用保険の受給が終了</td><td>「雇用保険受給資格者証」の写し
支給終了（満了）日が記載されているもの</td><td rowspan="2">受給期間
終了日の翌日</td></tr>
<tr><td colspan="2">「失業者の退職手当」の受給が終了</td><td>「失業者の退職手当受給資格者証」の写し及び「基本手当に相当する退職手当支給申請書」の写し</td></tr>
<tr><td colspan="2">婚姻により被扶養者を認定するとき
（認定対象者が、社会保険等の被保険者でない者）</td><td>「婚姻届受理証明書」の写し又は「戸籍謄（抄）本」の写し</td><td>婚姻日</td></tr>
<tr><td colspan="2">任意継続被保険者の資格を喪失</td><td>「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」</td><td>任意継続の
資格喪失日</td></tr>
<tr><td colspan="2">扶養変更</td><td>「資格喪失証明書」又は「資格喪失連絡票」
・取消（喪失）日の確認ができることが要件です。</td><td>被扶養者の
資格喪失日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">同居</td><td>同居が条件となる被扶養者（配偶者の父母等）を認定申告するとき</td><td rowspan="2">組合員と同居したことが確認できる「住民票」
・対象者の認定申告前の健康保険制度の加入先の確認が必要です。</td><td rowspan="2">同居した日</td></tr>
<tr><td>同居を機に認定申告するとき</td></tr>
</table>

※その他、状況に応じて他の書類の提出を求める場合があります。

（注） 60 歳以上、または障がいを支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障がいを有する場合、日額 5,000 円

☆ご注意ください！☆

所属所長の受理日が要件を備えた日から 30 日以内であれば要件を備えた日に遡って認定されますが、30 日を経過した場合は、事実発生日に遡ることができず、所属所の受理日等が認定日となります。

この場合、事実発生日から認定日前まで被扶養者としての資格がないため、国民健康保険等に自身で加入する必要があります。

組合員資格・年金の手続き→被扶養者に関する手続き→被扶養者の認定手続き→ア 申告書の提出と認定日の関係 を参照